

<職場内での回覧をお願いします>

令和元年度 被扶養者資格再確認

被扶養者資格の再確認に伴い、「被扶養者状況リスト」を、事業所様あてに順次お送りしています。通知が届きましたら、内容のご確認と返信用封筒でのご提出をお願いします。

前年度からの変更点

例年、18歳以上の被扶養者を対象としていますが、本年度は18歳未満の被扶養者の方も含めてご確認をお願いします。

お問い合わせ先：055-220-7752（業務グループ）

任意継続被保険者資格取得時の 保険証の発行が早くなります！

任意継続被保険者資格取得時の手続きについて、

令和元年10月からは、退職日が確認できる証明書の添付によって、任意継続保険の保険証が、以前より早く発行できるようになりました。

退職日の確認できる証明書

資格喪失の事実が確認できる事業主または公的機関の証明印が押された書類

- 事業主が証明した退職証明書の写し
- 雇用保険被保険者離職票の写し
- 健康保険資格喪失届の写し など

お問い合わせ先：055-220-7752（業務グループ）

糖尿病ありの方は正常な方と比較して心筋梗塞・脳梗塞の発症率が約3倍
要治療の判定を受けた方は早急に医療機関へ受診を！

健康診断で生活改善が必要と判定された方
協会けんぽの**特定保健指導**をご利用ください



令和2年4月1日以降の健診から

「生活習慣病予防健診申込書」

協会けんぽへの

提出 不要 となります！

健診日が令和2年4月1日以降の手順

- ① 健診機関に日付等を予約
- ② 予約した日に健診を受診

健診機関への予約のみで、生活習慣病予防健診が受診できるようになります。

注意事項

健診日が令和2年3月31日までの分につきましては、「生活習慣病予防健診申込書」の提出が必要となります。

お問い合わせ先：055-220-7754（保健グループ）

社会保険事務に携わる皆様にお尋ねします

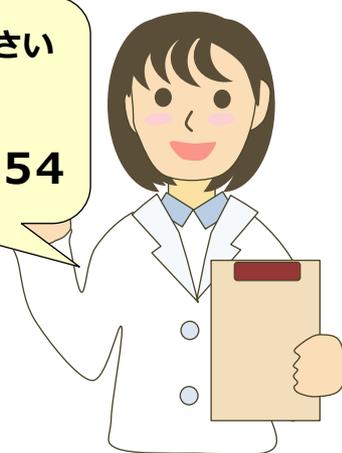
従業員が抱える健康課題 …

そのままにいませんか？

今、従業員の健康管理に向けた取組みが社会から求められています。

**保健師・管理栄養士のノウハウを活用した
特定保健指導** を利用しましょう！

ぜひ一度ご連絡ください
【保健グループ】
055-220-7754



<厚生労働省からのお知らせ>

**令和元年10月1日から
医療費が変わりました**

令和元年10月1日から、消費税率10%への引き上げに伴い、初診料・再診料など、一部の診療報酬が引き上げられ、医療機関の窓口でお支払いいただく金額が変わります。

詳しくは、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) をご参照ください。